（入　札　の　告　示）

北海道檜山振興局告示第１０１８号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和４年６月６日

北海道檜山振興局長　槇　信彦

１　入札に付す事項

（１）契約の目的の名称及び数量

乗用自動車の賃貸借（商工労働観光課　１台分）　一式（１月あたりの単価）

（２）契約の目的の仕様等

別紙仕様書による。

（３）契約期間

令和４年１１月１０日から令和９年１１月９日まで

なお、この契約は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の３に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除できる旨の特約を付している。

（４）納入場所

北海道檜山郡江差町字陣屋町３３６番地３　北海道檜山振興局

２　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

（１）令和４年度に有効な道の競争入札資格参加資格のうち物品の賃貸借（分類番号３１：自動車）の資格を有すること。

（２）道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

（３）暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

（４）北海道内に本店を有すること。

（５）当該調達物品に関し、江差町内又は江差町に隣接する町内（上ノ国町、乙部町、厚沢部町）にアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

（６）当該調達物品に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

３　制限付一般競争入札参加資格の審査

（１）この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５の２の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、２の（４）から（６）に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア　申請の時期

告示日から令和４年６月２０日（月）（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第１７８号）に規定する休日を除く。）の毎日午前９時00分から午後５時00分まで

イ　申請の方法

申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
また、申請書については、電子メールで提出することも可能とする。
なお、提出先メールアドレスは３（１）のウに記載したメールアドレスに限定しているので他のメールアドレスに送信された場合は無効とする。

ウ　申請書類の提出先
郵便番号　０４３－８５５８
住　　所　北海道檜山郡江差町字陣屋町３３６番地３
北海道檜山振興局総務課需品係
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　**hiyama.soumu13@pref.hokkaido.lg.jp**

（２）審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

４　契約条項を示す場所
北海道檜山振興局総務課需品係

５　入札執行の場所及び日時
（１）入札場所
北海道檜山郡江差町字陣屋町３３６番地３　北海道檜山合同庁舎４階講堂
（送付による場合は、３の（１）のウに同じ）
（２）入札日時
令和４年６月３０日（木）　午後３時００分
（送付による場合は、令和４年６月２９日（水）午後５時００分までに必着）
（３）開札場所
（１）に同じ
（４）開札日時
（２）に同じ

６　入札保証金
入札保証金は免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

７　契約保証金
契約保証金は免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

８　郵便等による入札の可否
認める。
なお、入札用封筒に「令和４年６月３０日執行　北海道檜山振興局告示第１０１８号　入札書（入札番号〇）」と朱書きすること。
また、郵便等による入札については、別紙「郵便等における留意事項」を参照すること。

９　落札者の決定方法
財務規則第151条第１項の規定により定めた予定価格（借入台数分に係る１月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（借入台数分に係る１月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10　落札者と契約の締結を行わない場合
（１）落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
（２）契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができ

ない。

11　契約書作成の要否

要

12　その他

（１）無効入札

開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

（２）低入札価格調査の基準価格

設定していない。

（３）最低制限価格

設定していない。

（４）入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜き価格相当額（借入台数分に係る１月当たりの単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

（５）契約に関する事務を担当する組織

ア　名称　　北海道檜山振興局総務課需品係

イ　所在地　　郵便番号　０４３－８５５８

北海道檜山郡江差町字陣屋町３３６番地３

ウ　電話番号　０１３９－５２－６４６２（直通）

（６）前金払

前金払はしない。

（７）概算払

概算払はしない。

（８）部分払

部分払はしない。

（９）郵便等による入札

ア　郵便等による入札における再度入札

郵便等で送付する場合、再度入札執行分についても送付が可能とするが、その場合封筒に「第１回目」「第２回目」と朱書きで必ず記載すること。

イ　くじ引き

郵送等による入札した価格が、落札者となるべき価格となり、当該価格で入札した者が２人以上いる場合は、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

なお、再度入札が行われなかった場合、未開封の入札書は返還する。

(10) 入札の執行

初度の入札において、入札者が１人の場合であっても、入札を執行する。

(11) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(12) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(13) その他

ア　この告示のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。

イ　「一般競争入札資格申請書」について

「一般競争入札資格申請書」は押印不要とする。

ウ　「入札書」について

入札書は押印が必要のため、**電子メールで提出された入札書は無効とする。**

エ　「委任状」について

「一般競争入札資格申請書」及び「入札書」を提出する際、代理人及び復代理人名で提出する場合は、委任状も併せて提出すること。

委任状は委任者による押印が必要のため、**電子メールで提出された委任状は無効とする。**

オ　「リサイクル料金」について

リサイクル料金は車検証上の所有者が負担するため、入札金額には「リサイクル料金」を含めないこと。(その他の新車登録等、賃貸借に係る費用については、入札金額に含めること。)

(※注)

1　受注者は、新型コロナウィルス感染症の影響で納入期限の履行が困難となった場合には、その時点で物品賃貸借契約書（案）第３条第５項に基づき当振興局に申し出るとともに、速やかに履行延期願（物品購入等事務取扱要領（平成３年(1991年)３月26日付け局物第403号出納局長通達）別記第12号様式）を提出すること。

2　第１項の申し出があった場合、履行期限の延期や履行遅滞の理由が新型コロナウィルス感染症の影響によるものと認められるときは、納期限の延長を承認することがある。

（必ずしも落札者に対して納期限の延長を承認するものではない。）

3　第２項により承認された場合は、履行遅滞に係る違約金は生じないとともに、競争入札参加資格者に係る指名停止措置の対象とならない。